

# 令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付要綱

令和2年6月1日制定  
福岡県商工会連合会

## （通則）

第1条 令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）（以下「県補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、福岡県が定める中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付要綱（2中小振第225号。以下「県要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）ならびにその他の法令の定めによるほか、全国商工会連合会が定める国の令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）公募要領ならびにこの要綱の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この要綱において「補助事業」、「国補助金」、「全国連」、「県連」、「補助地域商工会」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、国補助金において、採択された事業者が実施する事業として全国連が認めた事業をいう。
- (2) 「国補助金」とは、国の令和2年度補正予算「生産性革命推進事業」のうち、「小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）」における「コロナ特別対応型」をいう。但し、事業再開枠を含まない。
- (3) 「全国連」とは、全国商工会連合会をいう。
- (4) 「県連」とは、福岡県商工会連合会をいう。
- (5) 「補助地域商工会」とは、国補助金を支援する福岡県内の商工会をいう。
- (6) 「補助事業者」とは、国の令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の交付決定を受けた小規模事業者等であって、次に掲げる要件をいずれも満たす者をいう。
  - ①第1回受付締切分から第5回受付締切分（令和2年5月15日公募締切、令和2年6月5日公募締切、令和2年8月7日公募締切、令和2年10月2日公募締切または令和2年12月10日公募締切）のいずれかの国補助金に採択され、かつ、事業を完了し、その後に額の確定を受けていること。
  - ②新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として令和2年2月以降の任意の月の売上高等が前年同月又は前々年同月と比較して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期又は前々年同期と比較して15パーセント以上減少していること。

## （交付の目的）

第3条 県補助金は、新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、売上高等が15パーセント以上減少した小規模事業者等であって、国補助金を活用して販路開拓に取り組む小規模事業者等の自己負担分の一部を補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

(補助対象経費および補助率)

第4条 補助事業者に交付する県補助金の補助対象経費は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、国補助金交付の対象として全国連が必要と認めた経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助率は、補助対象経費の1/2以内とし、補助上限額を125,000円とする。

(補助事業者の事業実施期間)

第5条 事業実施期間は、全国連会長が国補助金の事業実施期間として認めた期間とする。

(交付申請及び実績報告、提出期限)

第6条 補助事業者が、県補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付申請書兼実績報告書（補助事業者用）」に必要な書類（以下「添付書類※」という。）を添えて、その所属する補助地域商工会の会長に申請しなければならない。

※添付書類とは

国補助金に係る書類（交付決定通知書、補助事業実績報告書及びその添付資料（「支出内訳書・経費支出管理表」、「収益納付に係る報告書（該当者のみ）」）、額の確定通知書、精算払請求書）の写し、並びに様式第7による新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15パーセント以上減少したことを証する書類をいう。

- 2 前項の提出を受けた補助地域商工会の会長は、様式第2による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付申請書兼実績報告書（商工会用）」に添付書類を添えて、速やかに県連会長に提出しなければならない。
- 3 令和4年1月28日までに補助金の交付申請を行った事業所に対し、令和3年度（令和4年3月31日まで）に補助金の支払いを行うものとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 県連会長は、県補助金交付額の決定に当たっては、補助対象経費の1/2以内（補助上限額125,000円）（1円未満切り捨て）とする。

- 2 県連会長は、前条第1項の規定による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付申請書兼実績報告書」の提出があったときは、審査のうえ交付決定及び補助金の額の確定を行い、様式第3による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（商工会用）」を補助地域商工会に、様式第4による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（補助事業者用）」を補助事業者に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定による補助金交付申請書兼実績報告書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定及び補助金の額の確定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 4 県連会長は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ、中止または廃止の届出)

第8条 補助事業者は、県補助金の申請後に、何らかの理由で、国補助金を辞退等した場合は、速や

かにその旨を県連会長に届け出なければならない。

(補助金の支払)

第9条 県補助金は、精算の方法により支払うこととし、補助事業者は、県連より「県補助金の額の確定通知書(様式4)」を受領したときは、速やかに様式第5による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)精算払請求書」を県連会長に提出しなければならない。

2 県連会長は、前項の提出を受けた場合には、提出された書類の審査を行い、適当と認めるときは、第7条第2項において確定した額の補助金の精算払を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 県連会長は、第8条の申請の取下げ、中止または廃止の届出がなされた場合または次の各号の一に該当する場合には、第7条第2項の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 県連会長が別に定める期日までに、県補助金が請求されなかった場合。
- (2) 全国連会長が定めた期日までに国補助金が請求されなかった場合。
- (3) 国補助金請求後に何らかの事由により全国連から国補助金が支払われなかった場合。

(県補助金の返還等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、様式第6による「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)返還等届出書」を速やかに県連会長に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 県連会長は、前項の報告があった場合のほか、補助事業者が、法令に違反または県補助金を補助事業以外の用途に使用したことが判明した場合には、県補助金の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の県補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第12条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報を第三者(補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。)に提供し、またはその内容を知らせること。
- (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、県連会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、県連会長の指示に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

（補助事業の経理等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及び支出額を記載し、県補助金の用途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、県連会長から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（国補助金関連書類の提出）

- 第14条 補助事業者は、国補助金に係る提出及び受領書類の全部について、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。また、県連会長から要請を受けたときは、その全部または一部の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第15条 補助事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を県連会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他必要な事項）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、県連会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱の変更は、令和2年12月22日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1)

令和 年 月 日

福岡県商工会連合会 会長 殿

住 所  
名 称

代表者の役職・氏名 印

※共同申請の場合は連名

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)  
交付申請書兼実績報告書(補助事業者用)

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)(以下「県補助金」という。)交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付申請します。なお、本補助金の報告等に必要国の令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)」(以下「国補助金」という。)に関する一切の資料提供について支援を受けた\_\_\_\_\_ (記入例:〇〇商工会)及び、福岡県商工会連合会へ委任することを同意します。

記

1. 国の令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)」に採択された補助事業で行う事業名

2. 国補助金の実施状況

(1) 交付決定の内容

①補助対象経費	円	②交付決定額	円
---------	---	--------	---

(2) 額の確定の内容

③補助対象経費	円	④確定額	円
---------	---	------	---

3. 県補助金交付申請額(※) \_\_\_\_\_ 円

(※)「3. 県補助金交付申請額」は、上記「2. 国補助金の実施状況」に記載した「補助対象経費(①と③のいずれか低い方の額)」に補助率12分の1を掛けた額であり、補助上限額は、125,000円とする。(円未満切捨て)

4. 添付書類(申請時には、以下の①②を添えて申請すること)

①(国)持続化補助金に係る次の関係書類

- (ア) 交付決定通知書(写)
- (イ) 実績報告書(支出内訳書・経費支出管理表含む)(写)
- (ウ) 収益納付に係る報告書(該当者のみ)(写)
- (エ) 額の確定通知書(写)
- (オ) 精算払請求書(写)

②新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15パーセント以上減少したことを証する書類として、下記の(ア)～(ウ)のうちいずれか1つを提出すること

- (ア) セーフティネット保証第4号の認定書の写し、(イ) 危機関連保証の認定書の写し、
- (ウ) 別紙7に定める申出書及び当該申出書の根拠資料のうちいずれか1つ

(備考)

※共同申請の場合は「2. 国補助金の額の確定額」「3. 県補助金交付申請額」に内訳を記載し、「4. 添付資料」は、申請者全員分を添付すること。

(様式第2)

令和 年 月 日  
番 号

福岡県商工会連合会 会長 殿

商工会名  
会長名 印

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）  
交付申請書兼実績報告書（商工会用）

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）（以下「県補助金」という。）交付要綱第6条第2項の規定に基づき、補助事業者から提出された上記補助金の交付申請書兼実績報告書について、下記のとおり提出します。

記

1. 国の令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」の採択者及び採択内容（別紙1）「中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付申請者一覧表」のとおり

2. 補助金交付申請件数

\_\_\_\_\_件

3. 補助金交付申請額合計

\_\_\_\_\_円

4. 添付書類

①補助事業者から提出された県補助金の交付申請書兼実績報告書（原本）

およびその添付書類（写）

②補助事業者から提出された新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15パーセント以上減少したことを証する書類の写し（様式第7による申出書の場合は原本）

（備考）

※共同申請が含まれる場合は、「2. 申請件数」に内訳を記載のこと。

※「4. 添付資料」は、申請者全員分を添付のこと。

(別紙1)「中小企業生産性革命支援補助金(小規模事業者販路開拓支援型)交付申請者一覧表」

商工会名

件数	共同申請	住所	事業者名	代表者の役職・氏名	補助事業で行う事業名	(国補助金)申請回	(国補助金)事業実施期間	(国補助金)補助対象経費	(単位:円)		
									(国補助金)確定額	(国補助金)交付申請額	
1							令和 年 月 日まで				
2							令和 年 月 日まで				
3							令和 年 月 日まで				
4							令和 年 月 日まで				
5							令和 年 月 日まで				
6							令和 年 月 日まで				
7							令和 年 月 日まで				
8							令和 年 月 日まで				
9							令和 年 月 日まで				
10							令和 年 月 日まで				
11							令和 年 月 日まで				
12							令和 年 月 日まで				
13							令和 年 月 日まで				
14							令和 年 月 日まで				
15							令和 年 月 日まで				
16							令和 年 月 日まで				
17							令和 年 月 日まで				
18							令和 年 月 日まで				
19							令和 年 月 日まで				
20							令和 年 月 日まで				
合計									0	0	0

※1 共同申請の場合は、共同申請欄に○を記入してください。また、共同申請の場合の内訳については、行を分けて入力してください。

※2 行数が不足する場合は行をコピーして挿入を行ってください。また、印刷時には項目が見出しとして印刷されます。

※3 合計欄については自動計算されます。ただし、行の挿入を行った場合には合計欄の計算結果に留意してください。

(様式第3)

令和 年 月 日  
番 号

商工会名  
会長名

福岡県商工会連合会 会長 印

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）  
交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（商工会用）

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付要綱第6条第2項の規定により、令和 年 月 日付けで提出のありました令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）については、補助事業者に対して次のとおり交付することを決定し、併せて補助金の額を確定しましたので、同要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助事業者名

「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付申請者一覧表」記載のとおり

2. 補助金交付決定件数

\_\_\_\_\_ 件

3. 補助金交付決定額及び確定額

\_\_\_\_\_ 円

(備考)

※共同申請が含まれる場合は、「2. 申請件数」に内訳を記載のこと。

(様式第4)

令和 年 月 日  
番 号

殿

福岡県商工会連合会 会長 印

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）  
交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（補助事業者用）

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付要綱第6条第1項の規定により、令和 年 月 日付けで〇〇商工会を通じて申請のありました令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）については、次のとおり交付することを決定し、併せて補助金の額を確定しましたので、同要綱第7条第2項の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、国の令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」（以下「国補助金」という。）実績報告書に記載し補助対象として認められた事業内容のとおりとする。
2. 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額及び確定額 金 円

3. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、ならびに福岡県補助金等交付規則、福岡県の定める「令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）交付要綱」、「福岡県補助金等交付規則」、全国商工会連合会長の定める「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）公募要領」、本交付要綱で定めるところに従わなければならない。
5. 補助金交付にあたり必要と認められる場合は、本補助金関係書類の他、国補助金に係る関係書類（写し）について、福岡県へ提供することができるものとする。

※共同申請の場合は、宛先を連名とし、補助金の額に内訳を記載のこと。

(様式第5)

令和 年 月 日

福岡県商工会連合会 会長 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印  
※共同申請の場合は連名

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）  
精算払請求書

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）（以下「県補助金」という。）交付要綱第9条第1項の規定に基づき、県補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 県補助金の請求金額（※「県補助金」の確定額）

\_\_\_\_\_ 円

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）

\*以下の5項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳（表紙及び最初のページの見開き1ページ）のコピーを添付すること。

振込先金融機関名：  
金融機関コード（4桁）：  
支店名：  
支店コード（3桁）：  
預金の種別：  
口座番号：  
預金の名義（カタカナ）：

※共同申請の場合は、「2. 請求金額」に内訳を記載するとともに、補助事業者ごとに振込先情報等を記載すること。

(様式第6)

令和 年 月 日

福岡県商工会連合会 会長 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）  
返還等届出書

国の令和2年度補正予算「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」（以下「国補助金」という。）の返還または収入等の納付を行いましたので、令和2年度中小企業生産性革命支援補助金（小規模事業者販路開拓支援型）（以下「県補助金」という。）交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2. 県補助金の返還額または収入等の納付額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

\_\_\_\_\_円

3. 全国連への送金日

令和 年 月 日

※共同申請の場合は、代表者の役職・氏名を連名とし、「2. 補助金の返還額または収入等の納付額」に内訳を記載のこと。

## 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する 売上高等の15%以上減少についての申出書

## ①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	該当する方を○で囲む(※)	金額
		前年同月 又は 前々年同月	
年 月	円	年 月	円

(※)前年と前々年のどちらを選択することになるのかは、「売上高等が15%以上減少した事業者の考え方」をご覧ください。

基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B - A)}{B} \times 100 = \boxed{\phantom{00}} \%$$

(15%以上減少)

## ②基準月とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等の見込み又は実績

C(売上高等 見込み又は実績(※))		D(売上高等 実績)	
基準月の後2ヶ月間	金額	該当する方を○で囲む (①で選択した年)	金額
		前年同期間 又は 前々年同期間	
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
合計	円	合計	円

(※)C欄には、実績が既に出ている場合には、実績を記入すること。

(A+C)	円	(B+D)	円
-------	---	-------	---

基準月を含む3ヶ月間の売上高等見込み又は実績の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100 = \boxed{\phantom{00}} \%$$

(15%以上減少)

## &lt;その他&gt;

- ・①、②ともに15%以上の減少率であること。
- ・上記、売上高等の実績や見込みを確認できる書類として、参考様式「売上台帳」を添付すること。
- ・参考様式「売上台帳」の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という。)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県商工会連合会会長(以下「会長」という。)又は福岡県知事(以下「知事」という。)の要求があったときは、速やかに会長又は知事に提出しなければならない。

## 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する 売上高等の15%以上減少についての申出書

本様式は「業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較が困難な事業者」が使用する。

### ①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	前2ヶ月	金額
年 月	円	年 月	円
		年 月	円
		B 合計	円
		C 平均 (A+B)/3	円

基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(C-A)}{C} \times 100 = \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

---

### <その他>

- ・上記、売上高等の実績や見込みを確認できる書類として、参考様式「売上台帳」を添付すること。
- ・参考様式「売上台帳」の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という。)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県商工会連合会会長(以下「会長」という。)又は福岡県知事(以下「知事」という。)の要求があったときは、速やかに会長又は知事に提出しなければならない。

## 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する 売上高等の15%以上減少についての申出書

本様式は「業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較が困難な事業者」が使用する。

### ①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	令和元年12月	金額
年 月	円		円

基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B-A)}{B} \times 100 = \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

### ②基準月とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等の見込み又は実績

C(売上高等 見込み又は実績(※))	
基準月の後2ヶ月間	金額
年 月	円
年 月	円
合計	円

(※)C欄には、実績が既に出ている場合には、実績を記入すること。

B×3	円	A+C	円
-----	---	-----	---

基準月を含む3ヶ月間の売上高等見込みの減少率

$$\text{減少率} = \frac{(B \times 3) - (A+C)}{B \times 3} \times 100 = \boxed{\phantom{0000}} \%$$

(15%以上減少)

### <その他>

- ・①、②ともに15%以上の減少率であること。
- ・上記、売上高等の実績や見込みを確認できる書類として、参考様式「売上台帳」を添付すること。
- ・参考様式「売上台帳」の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という。)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県商工会連合会会長(以下「会長」という。)又は福岡県知事(以下「知事」という。)の要求があったときは、速やかに会長又は知事に提出しなければならない。

## 新型コロナウイルス感染症の発生に起因する 売上高等の15%以上減少についての申出書

本様式は「業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較が困難な事業者」が使用する。

### ①基準月の売上高等

A(売上高等 実績)		B(売上高等 実績)	
基準月	金額	令和元年10月～12月	金額
年 月	円	令和元年10月	円
		令和元年11月	円
		令和元年12月	円
		B 合計	円
		C平均 (B/3)	円

基準月の売上高等の減少率

$$\text{減少率} = \frac{(C-A)}{C} \times 100 = \boxed{\phantom{000}} \%$$

(15%以上減少)

### ②基準月とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等の見込み又は実績

D(売上高等 見込み又は実績(※))			
基準月の後2か月間	金額		
年 月	円		
年 月	円		
合計	円	A+D	円

(※)C欄には、実績が既に出ている場合には、実績を記入すること。

基準月を含む3ヶ月間の売上高等見込み又は実績の減少率

$$\text{減少率} = \frac{B-(A+D)}{B} \times 100 = \boxed{\phantom{000}} \%$$

(15%以上減少)

### <その他>

- ①、②ともに15%以上の減少率であること。
- 上記、売上高等の実績や見込みを確認できる書類として、参考様式「売上台帳」を添付すること。
- 参考様式「売上台帳」の根拠となる決算書等の書類(以下「根拠書類」という。)は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 本申出書の申請者は、根拠書類について、福岡県商工会連合会会長(以下「会長」という。)又は福岡県知事(以下「知事」という。)の要求があったときは、速やかに会長又は知事に提出しなければならない。

(参考様式)

## 売上台帳

(単位:円)

月	売上高	備考欄(※1)
平成31年2月		
平成31年3月		
平成31年4月		
令和元年5月		
令和元年6月		
令和元年7月		
令和元年8月		
令和元年9月		
令和元年10月		
令和元年11月		
令和元年12月		
令和2年1月		
令和2年2月		
令和2年3月		
令和2年4月		
令和2年5月		
令和2年6月		
令和2年7月		
令和2年8月		
令和2年9月		
令和2年10月		
令和2年11月		
令和2年12月		
令和3年1月		
令和3年2月		
令和3年3月		
令和3年4月		
令和3年5月		
令和3年6月		
令和3年7月		

(※1)売上高を「見込額」で記載した月については、備考欄に算出方法あるいはその金額となる理由を記載すること。

(※2)基準月の後2ヶ月までを記入し、それ以降は斜線を引くこと。

上記の売上高等は、決算書や確定申告書等の内容と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地  
名称(商号又は屋号)  
代表者名  
TEL  
担当者名・連絡先

(自署又は記名押印)